

(略・都の住民であることが確認できなかった請求人)

東京都監査委員	山	田	ひろし
同	中	山	信行
同	茂	垣	之雄
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和3年12月1日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な契約の締結等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものであり、住民監査請求が適法となるためには、請求人が当該普通地方公共団体の住民であることが要件となるものである。

ところで、本件請求にかかる請求人について、都の住民であることを確認するために、請求人の住所地として請求書に記載された区に照会したところ、同区から、記載の住所地に請求書記載の氏名の者の住民票が存しない旨の通知を受けた。

したがって、請求人が都の住民であることを確認できなかった。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。